

豊中市告示第 3 3 6 号

大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出がありましたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

当該届出に係る書類については、公告の日から 4 月間一般の縦覧に供しますので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、豊中市に意見書を提出することができます。

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

豊中市長 浅 利 敬 一 郎

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イズミヤ庄内店
所在地 豊中市庄内西町 3 丁目 4 8 番地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 イズミヤ株式会社
住所 大阪市西成区花園南 1 丁目 4 番 4 号
代表者の氏名 代表取締役 坂田 俊博

(3) 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	9 時	7 時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	2 0 時 5 0 分	2 3 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	商栄モータープール 8 時 5 0 分から 2 1 時まで（駐車場全体としては 2 4 時間） 西町モータープール 8 時 5 0 分から 2 1 時	商栄モータープール 6 時 5 0 分から 2 1 時まで（駐車場全体としては 2 4 時間） 西町モータープール 8 時から 2 1 時まで

	まで(駐車場全体としては8時から22時まで)	(駐車場全体としては8時から22時まで)
--	------------------------	----------------------

(4) 変更年月日

平成24年10月22日

2 届出年月日

平成24年9月3日

3 届出に係る書類の縦覧場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課

4 意見書の提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課

(電話 06-6858-2782)